

(埼玉西部広域事務組合消防本部の組織に関する規則の一部改正)

第 6 条 埼玉西部広域事務組合消防本部の組織に関する規則 (平成 8 年規則第 8 号) の一部を次のように改正する。

(事務分掌)

第 3 条 課及び担当の事務分掌は、次のとおりとする。

庶務課

庶務担当

- (1) 公印の管理に関する事。
- (2) 文書の收受及び発送に関する事。
- (3) 消防行政の総合企画及び調整に関する事。
- (4) 条例、規則等に関する事。
- (5) 消防賞じゅつ金等審査委員会に関する事。
- (6) 渉外、儀式、表彰及び会議に関する事。
- (7) 消防広報に関する事。
- (8) 消防長会に関する事。
- (9) 消防統計に関する事。
- (10) 消防職員の任免、給与その他勤務条件に関する事。
- (11) 消防職員の研修、福利厚生及び保健に関する事。
- (12) 消防職員の被服等の給与及び貸与に関する事。
- (13) 消防職員の公務災害補償に関する事。
- (14) 消防職員委員会に関する事。
- (15) その他他の担当に属さない事。

管理担当

- (1) 消防予算及び経理に関する事。
- (2) 起債及び補助金に関する事。
- (3) 物品等の契約、購入、検収及び維持管理に関する事。
- (4) 庁舎等の利用調整に関する事。
- (5) 財産の管理、取得及び処分に関する事。
- (6) 消防財政計画に関する事。

予防課

予防担当

- (1) 火災予防諸計画の立案及び実施に関する事。
- (2) 火災等の調査の総括及び報告に関する事。
- (3) 火災予防思想の普及及び啓発に関する事。
- (4) 火災及び予防統計の調整に関する事。
- (5) 防火管理者の指導及び講習に関する事。

- (6) 消防計画及び訓練に関すること。
- (7) 防火対象物点検報告制度に関すること。
- (8) 自衛消防機関及び幼年消防クラブ等の指導育成に関すること。
- (9) 防災証明等に関すること。
- (10) その他火災予防に関すること。
- (11) その他他の担当に属さないこと。

査察指導担当

- (1) 火災予防査察の総括に関すること。
- (2) 建築物確認申請に対する同意事務に関すること。
- (3) 消防用設備等の指導及び検査に関すること。

保安担当

- (1) 危険物、指定可燃物の規制及び許認可に関すること。
- (2) 危険物製造所等の指導及び検査に関すること。
- (3) 危険物取扱者等に関すること。
- (4) 火気使用設備の指導及び検査に関すること。
- (5) 火薬類の譲渡若しくは譲受又は消費の許可及び取締りに関すること。
- (6) 液化石油ガスの保安の確保に関すること。
- (7) 防火安全協会に関すること。
- (8) その他危険物に関すること。

警防課

警防担当

- (1) 水火災の警戒及び防御に関すること。
- (2) 水火災の警防計画及び演習訓練に関すること。
- (3) 消防機械器具等の整備保全及び研究開発に関すること。
- (4) 消防用自動車の安全運転管理に関すること。
- (5) 地理水利の調査及び保全に関すること。
- (6) 開発行為に伴う消防指導に関すること。
- (7) 消防相互応援協定に関すること。
- (8) 火災警報の発令に関すること。
- (9) 地域防災計画との調整に関すること。
- (10) 水火災、地震等の消防防災対策に関すること。
- (11) 防災教育に関すること。
- (12) 自主防災組織に関すること。
- (13) その他他の担当に属さないこと。

救急救助担当

- (1) 救急、救助事務及び統計に関すること。
- (2) 救急、救助資器材等の整備保全及び研究開発に関すること。
- (3) 救急、救助技術等に係る指導及び訓練に関すること。
- (4) 特殊災害の防御対策に関すること。
- (5) 医療機関との連絡調整に関すること。
- (6) 救急搬送証明に関すること。

消防団担当

- (1) 消防団及び消防協会に関すること。
- (2) 消防団員の任用、報酬、服務その他身分取扱いに関すること。
- (3) 消防団の調整に関すること。
- (4) 消防団員の教養訓練に関すること。

指令課

指令第1担当及び指令第2担当

- (1) 各種災害通報の受理及び出場指令に関すること。
- (2) 消防通信の運用及び統制に関すること。
- (3) 火災警報並びに気象情報の収集及び伝達に関すること。
- (4) 救急医療情報の収集及び伝達に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。
- (6) その他通信指令業務に関すること。

情報管理担当

- (1) 指令システムの運用及び維持管理に関すること。
- (2) 災害情報に関すること。
- (3) 消防本部の文書管理統括に関すること。
- (4) 情報化に係る調査、研究、企画及び調整に関すること。
- (5) 情報通信ネットワーク及びコンピュータ機器等の運用及び維持管理に関すること。
- (7) 情報セキュリティ対策に関すること。

(埼玉西部広域事務組合消防署の組織に関する規程の一部改正)

第 1 条 埼玉西部広域事務組合消防署の組織に関する規程 (平成 8 年消防本部 訓令第 3 号) の一部を次のように改正する。

(事務分掌)

第 4 条 担当の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管理に関する事。
- (2) 文書の收受、発送及び整理保管に関する事。
- (3) 火災証明等に関する事。
- (4) 庁舎及び物品の保守、管理に関する事。
- (5) 水火災の警戒及び防御に関する事。
- (6) 救急及び救助業務に関する事。
- (7) 地理水利の調査及び保全に関する事。
- (8) 警防計画に関する事。
- (9) 警防訓練計画及び実施に関する事。
- (10) 消防用資器材の維持管理に関する事。
- (11) 救急技術等に係る指導及び訓練に関する事。
- (12) 火災原因及び損害調査に関する事。
- (13) 火災予防査察の実施に関する事。
- (14) 各種消防訓練及び防火指導に関する事。
- (15) 消防署及び分署の庶務に関する事。
- (16) その他消防業務に関する事。